

佐々木惣一の「人間必需ノ生活」権

——「幻の」帝国憲法改正案における最低生活保障への権利——

遠 藤 美 奈

1 はじめに⁽¹⁾

日本国憲法二五条一項がGHQの考案による条項ではなく、日本側の創意により議會審議の段階で挿入されたものであることはよく知られている。そしてその源流は、いわゆる「民間草案」——より正確には憲法研究会案——の中に見いだすことができたのであった。ところが実は、人間らしい生活のミニマムを権利として保障しようとする発想は、天皇を「常侍輔弼」する内大臣の職掌を司っていた、内大臣府側の作成による新憲法案にも存在していた。佐々木惣一の天皇あて奉答である『帝国憲法改正ノ必要』⁽²⁾の「第七章 帝国憲法改正ノ条項」に記された、帝国憲法改正案（以下「佐々木案」）の第二四条「人間必需ノ生活」権である。本稿はこの「人間必需ノ生活」権の、佐々木の憲政思想における意味を考えようとするものである。

ポツダム宣言が履行されるためには大日本帝国憲法の改正が不可避であると判断したマッカーサーは、改正の必要性を二人の人物に相次いで示唆した。一人目は、敗戦後始めて成立した東久邇宮稔彦内閣の無任所大臣近衛文麿であり、二人目は同

内閣の後継内閣で首班となつた幣原喜重郎である。このうち近衛は、京都帝国大学法科大学での恩師であつた佐々木惣一とともに内大臣府御用掛となつて、天皇の判断に資するため新憲法に関する調査を開始した。近衛と佐々木は作業の途上で意見を異にし、別々に憲法改正に関する検討結果をとりまとめることになる。両者の成果は、いずれもそれ以降の憲法改正の過程において顧みられることはなかったが、うち佐々木が天皇に奉答した『帝国憲法改正ノ必要』中の佐々木案には、次の条文が含まれて⁽³⁾いた。

第二十四条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ人間必需ノ生活ヲ享受スルノ權利ヲ有ス⁽⁴⁾

すなわちそこには、日本国憲法二五条一項の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に近似する、「人間必需ノ生活ヲ享受スルノ權利」が含まれていたのである。

佐々木案の天皇への進講は一九四五年一月二十四日であり、森戸辰男によつて現行生存権規定の原型ともいえる規定が盛りこまれた憲法研究会案の発表（一九四五年二月二六日）に先立つ。その意味でも佐々木案の「人間必需ノ生活」権は画期的である。またこうした時間的順序を考慮するなら、さしあたり森戸の生存権構想が佐々木案に影響を及ぼしたとの推定は働かないと考えるほうが自然であるだろう。さらに佐々木自身が、自案は天皇への奉答を目的として作られたものであるがゆえに、かなり後の時期になるまでその公表を控えていたことを考慮すれば、⁽⁵⁾森戸が佐々木案に影響を受けたとも考えにくい。そこで本稿では、両者を別個に構想されたものとして捉えたうえで、佐々木案に検討を加えることにしたい。これは日本における生

存権思想の系譜に、佐々木の「人間必需ノ生活」権を位置づけるためのささやかな準備作業でもある。

2 佐々木案の全体構造と「人間必需ノ生活」権

佐々木案は、次のような構成をとる。

第一章 天皇

第二章 臣民

第三章 帝国議會

第四章 國務大臣及枢密院

第五章 司法檢察行政裁判及憲法裁判

第六章 會計

第七章 自治

第八章 補則

章構成としては、七章「自治」が新設されたほかは、明治憲法を基本的に踏襲するものである。「人間必需ノ生活」権は第二章「臣民」に置かれている。

明治憲法では臣民の権利として居住移転の自由（二二条）、法定手続の保障（二三条）、裁判を受ける権利（二四条）、住居の不可侵（二五条）、信書の秘密（二六条）、所有権の不可侵（二七条）、信教の自由（二八条）、言論・集会・結社の自由（二

九条)、請願権(三〇条)が規定されていた。佐々木案第二章ではこれに加えて、勤労の義務(二三条)、「人間必需ノ生活」権(二四条)、学問芸術教育授受の自由(三五条)、国家賠償請求権(三八条)のほか、自由の制限にかかる法治主義原則(三九条)と人権規定の非日本臣民への準用(四一条)が盛りこまれた。佐々木案第二章では、冒頭に臣民の要件にかかる規定(二二条)が置かれたあと、勤労の義務をはさんで、次に「人間必需ノ生活」権が置かれており、この権利が自由権や兵役・租税公課納入の義務に先立つ位置を与えられていることが注意をひく。

3 佐々木案における「人間必需ノ生活」権の内幕

では、「人間必需ノ生活」権とは、どのような内幕をもつものであったのか。これを説明するにあたっては、佐々木案における人権規定改正の理由に考察を加える必要がある。それに先だって、佐々木が帝国憲法の改正を必要とした理由を見ておきたい。⁽⁷⁾

まず佐々木によれば、当時の日本は敗戦・降伏、ポツダム宣言履行という特殊な社会事情の下で平和的意図に基づく国家将来の建設を期する状況にあった。国家将来の建設を期するには、国家活動の目標を平和的秩序の確立に置き、その目標に到達するために民意を基礎とする国家の総力を発揮しなければならない。帝国憲法の規律するところを見るに、国家が活動の目標を平和的意図を持って定めること、また、民意を基礎とする国家の総力が発揮されることに便益を与えていないわけではないが、それは十分ではなく、これを十分ならしめる工夫をしなければならない。これが憲法の改正を必要とする理由の一点目である。二点目は、帝国憲法の解釈運用は常に正当に行われてきたわけではなく、国家が活動の目標を平和的意図を持って定め

ることや、民意を基礎とする国家総力を發揮することが不可能となるような解釈運用がありえ、実際にも行われたことから、帝国憲法を改正して国家の建設を阻む国家活動を来たすような解釈運用の余地をなくす必要があるということであつた。⁽⁸⁾

では佐々木は、具体的に帝国憲法のどのような点について改正を要すると考えていたのだろうか。そこで次に、『帝国憲法改正ノ必要』の「第三章 帝国憲法ノ精神ト帝国憲法ノ改正」を見ておこう。ここで佐々木は、「帝国憲法ニ於テ国家」が「把持」する「精神」に照らしつつ、憲法条文の改正を要する点と要しない点について整理している。なお、ここにいう「精神」とは、第四章で佐々木が「現存ノ帝国憲法ヲ国家生活ニ関シ法的規律トシテ把持スル根本精神ニ照シテ現存ノ帝国憲法ノ条項ニ付改正スベキモノアルコトヲ示セリ」と述べているところをみると、明治憲法の背後にある根本的理念といつてよいであらう。

佐々木はまず、第六まで示される憲法の精神の第一として、日本国が国家意思の掌握者として万世一系の君主（「天皇」）を有すべしとすること、すなわち万世一系の君主国たる国体を有すべしとする精神を挙げる。次に第二として、天皇は一身一家の利益のためではなく、「万民ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ国家全体ヲシテ其ノ使命ヲ遂ゲシムル」ことを期して国家意思を發動する（「国家を統治する」）ことを挙げ、第一・第二ともに何ら改正すべき点なしとする。

続く第三では、その一として、天皇による統治権行使は成文の憲法すなわち帝国憲法に準拠することを要し専断が否定されること、二として、帝国憲法改正の際には特別の規定を設けその手続を「鄭重」にすることを挙げる。そして第四では、その一として天皇の統治権行使は天皇の下にある一定の機関の「輔翼」によるのであり、国家の作用を立法・司法・行政に大別して各別の機関にこれを行わせること、二として、各機関の構成権限は、その行使する作用の政治的意味に相応してその意味を

実現するのに適當であることに着眼して定めるとともに、各機関の責任および相互關係を明らかにすることを挙げた。佐々木はこのうち第三と第四の一は改正を要しないが、両者の二については改正すべき点があるとしたのである。

第五と第六は、権利主体である国民の位置づけに関わる部分なので次に抜粋する。

第五 天皇ハ国民ノ翼賛ヲ以テ統治權ヲ行ハセラル。即チ国民ヲシテ政治ニ参与セシメタマヒ民意ヲ尊重シテ政治ヲ行ヒタマフ（以上ヲ精神第五ノ一ト称ス）。而シテ国民ガ翼賛スルハ一定ノ機關ヲ通ジテスルモノトシ其ノ機關ノ組織行動權限等ヲ規定シテ国民翼賛ノ程度及ビ方法ヲ示ス（以上ヲ精神第五ノ二ト称ス）。

右帝国憲法ノ精神第五ノモノ中第五ノ二付テハ何等改正スベキ点ナキモ第五ノ二付テハ改正スベキ点アリ。

第六 國民トスベキ者如何ハ帝国憲法ニ依テ定メズ別ニ之ヲ定ム（以上ヲ精神第六ノ一ト称ス）。國民ハ公務ニ就クコトヲ得又行動ノ自由ヲ有ス。但シ之ニ關シテ或制限ヲ設ク。是レ國民ノ地位ヲ示スモノナリ（以上ヲ精神第六ノ二ト称ス）。

右帝国憲法ノ精神第六ノモノ中第六ノ二付テハ何等改正スベキ点ナキモ第六ノ二付テハ改正スベキ点アリ。⁽¹⁰⁾（以下略）

第五の一では、改正を要しない点として国民は統治權を行使する天皇を翼賛する立場にあることが示されるが、同時に、天皇の統治權は國民を政治に参与させ、民意を尊重して行使されると記されていることに注意しておきたい。続いて、第五の二で挙げられた機關を経由しての國民の翼賛とその程度および方法については、改正を要するとされる。さらに第六の一で國民とすべき者の要件は憲法外の規範で定めること、二で國民は公務就任權および制限はあるものの行動の自由を有することが、國民の地位として示される。そしてこの明治憲法の國民（臣民）の地位に関する規定——後述するように佐々木の憲法理論で

はこれを法律關係からみたものが權利義務である——には改正すべき点があると指摘される。このことは「第四章 帝國憲法ノ條項ト帝國憲法ノ改正」の第四でも確認されている（前述帝國憲法ノ精神第六ノ二ニ於テ示シタル國民ノ地位ハ現存ノ帝國憲法第十九條以下ノ規定スル所ナリ。其ノ規定ノ或モノニ付改正ヲ施スヲ要ス）⁽¹²⁾。

以上のように帝國憲法の把持する精神を整理したうえで、佐々木は、『帝國憲法改正ノ必要』の「第六章 帝國憲法改正ニ關スル考查ノ總括」において次のように記す。

二 帝國憲法第二章臣民權利義務ノ部ニ於テ

イ 「臣民ガ社会人トシテ一般ニ有スベキ地位ヲ明ニスルコト」ヲ主旨トシ此ノ主旨ノ下ニ

(一)「臣民ガ公益ノ為ニ勤勞ヲ為スベキコト」ヲ新ニ定ム⁽¹³⁾。

(二)「臣民ガ最低ノ生活ヲ保障セラルルコト」ヲ新ニ定ム⁽¹⁴⁾。

したがつて、(一)を受けて二三條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ能力ニ応シ公益ノ為ニ必要ナル勤勞ヲ為スノ義務ヲ有ス」と定められ、(二)を受けて二四條が置かれたものとみられる。だとすれば、二四條の「人間必需ノ生活ヲ享受スルノ權利」は國家による最低生活保障を意圖していたと解されよう。この「最低生活保障」という概念は、『帝國憲法改正ノ必要』中、ここで唐突に登場する。佐々木はなぜ、帝國憲法第二章の權利義務の部に最低生活保障規定を置くべきだと考えたのだろうか。

佐々木の認識によれば、帝国憲法「改正ノ基調」は、「政治上ノ民意主義ノ強度ノ実現ヲ助成スルコト」にあつた。そこに改正の基調が置かれる理由は、第四章において次のように述べられる。

今帝国憲法ノ改正ニ付其ノ基調ヲ右ノ如ク政治上ノ民意主義ノ強度ノ実現ヲ助成スルコトニ置クハ其ノ理由何ゾヤ。曰ク之ニ依リテ我ガ国将来ノ建設ニ資セントスルナリ。国家将来ノ活動ハ其ノ目標ヲ平和的ノ意図ヲ以テ定ムベキモノナルコト前ニ述べタルガ如シ。其ノ目標ニ到達スルガ為ニ国家ノ総力ヲ發揮スベキモノナルコトモ亦既ニ之ヲ述べタリ。然ルニ国家ノ活動ノ目標ガ十分ニ平和的ノ意図ヲ以テ定メラレ又国家ノ総力ガ十分ニ發揮セララルハ一般ノ国民ガ其ノ意思ヲ政治ニ参与セシメラルル場合ニ於テ之ヲ見ル。政治ガ政府又ハ国民中一部特別者ノミノ専恣ニ依リ行ハルトキハ国家活動ガ反平和的ノ意図ヲ以テ定メラレ又国家ノ総力ノ發揮阻マルルノ余地アリ。我ガ国近年ノ政治ニ就テ見ルトキ明ニ之ヲ知ル。政府ガ一般国民ノ意思ヲ顧ミルコトナク政治ヲ行ヒ又民意ヲ代表スベキ機關モ徒ニ政府ニ追隨シテ政府ヲシテ民意ヲ顧ミザルノ態度ヲ助長セシメタルガ故ニ国家活動ノ目標ハ反平和的ノ意図ヲ以テ定メラレ且国家ノ総力ヲ發揮セラレザリシナリ。⁽¹⁵⁾故ニ今将来国家ノ建設ヲ期スルガ為ニ帝国憲法ノ改正ヲ為スニ当テハ其ノ基調ヲ政治上ノ民意主義ノ強度ノ実現ヲ助成スルコトニ置カザルベカラズ。

国家の将来の活動の目標は平和的意図をもって定めるべきであり、その目標に到達するためには国家が総力を發揮しなければならぬ。しかし国家活動の目標が十分平和的意図をもって定められ、また国家の総力が十分に發揮されるのは、一般国民がその意思を政治に参与させることができる場合に見られるものだ。そう佐々木は考える。政治が一部の者の恣意によって行われれば、あるべきものとは逆の状況が生まれうる、だから将来国家の建設のために帝国憲法を改正するのならば、その基調を政治上の民意主義の強度の実現を助成することに置かざるをえないのだ、⁽¹⁶⁾というのである。次節でさらに述べるように、

佐々木は先の敗戦の原因を、天皇の周囲にいた人物の、天皇への補弼のあり方に誤りがあつたことに見ていた。そうした佐々木の見方に鑑みれば、「平和的意図をもって定められる国家活動の目標」の達成を民意に確実によらしめようとする憲法構想は十分に理解できる。さらに佐々木は、政治において民意主義を実現し、国民の意思を政治に参与させるためには国民が「思想上及び行動上自由ヲ有ス」ことが必要だと続けている。⁽¹⁷⁾

では佐々木のいう「民意主義」は、最低生活保障とつながりをもつのだろうか。またそうであるとすれば、それはどのようなつながりなのだろうか。この点についてまず、『帝国憲法改正ノ必要』の「第九章 理由書」を見ておきたい。

理由書において佐々木は、二四条を新たに設ける理由について次のように述べる。

臣民八前條に定ムルガ如ク國家ニ於テ臣民トシテ勤勞ヲ爲スト共ニ國家ハ臣民ニ人間必需ノ生活ヲ保障スルコト今日國家生活上ノ一ノ原理トス。臣民ヨリセバ人間必需ノ生活ヲ享受スル様國家ノ努力ヲ要求スルノ權利ヲ有スベキナリ。憲法案第二十四條ハ此ノ原理ヲ法規トシテ規定ス。人間必需ノ生活ト云フモ固ヨリ日本人タル人間必需ノ生活ヲ意味ス。⁽¹⁸⁾

ここでは、臣民が二三条にいうように国家において臣民として勤勞を行うことと、国家が臣民に「人間必需の生活」を保障することが、同時に国家生活上の「原理」であるとされている。そして後者は、臣民からみれば、臣民が日本人としての「人間必需ノ生活」を享受するよう「国家に対する努力を要求する権利」なのであり、現行憲法の二五条一項（の通説的理解）とは性質を異にするものと理解しうる。⁽¹⁹⁾ しかしながら續々述べられた「憲法改正の基調」、具体的には民意主義と、「人間必需

ノ生活」権との関係は、この理由書からはいまひとつ明らかにしない。

そこで次に、手がかりを奉答以外のところに求めてみたい。まずは次節で、佐々木の憲法改正に関する基本的姿勢が示された、大阪毎日新聞連載の「憲法改正の基本的要求」(一九四六年三月一七—一九日)を見ておこ⁽²⁰⁾う。これは、佐々木案の天皇への進講(一九四五年一月二四日)から三か月半ほど、また憲法研究会案発表(一九四五年二月二六日)から二か月半ほどあとに公表された論説ということになる。帝国憲法改正案の起草が完全に佐々木の手から離れたのちに発表されたこの論説においても、『帝国憲法改正ノ必要』第四章の記述は、将来の日本の憲法のあるべき姿に関する佐々木の構想として変わるところがない。それだけでなく、ここでは、民意政治と「人間必需ノ生活」権とが結びつけられているのである。

4 「憲法改正の基本的要求」における生活保障の権利構想

佐々木は、「憲法改正の基本的要求」においてまず、国家再建の法的基礎を確立するものとして憲法がいかなる定めをなすべきかを考えるに際し、「わが国家」の使命を「将来、平和的秩序の下に正しい社会生活の実現するよう努力する」ことにはかならないとしたうえで、この使命が「わが国家自身に於ける共同生活及び世界に於ける共同生活の両者について、共に存する」と述べる。そして日本の近來の行動は、いずれの側面においても、「専ら平和に正しい社会生活を実現せしむることに努力していた、とはいいい得ぬ」と評価する。このような状況を招いた根本的原因是、佐々木によれば「わが国民一般の性格の結果」なのではなく、「国家の行動が、一般の国民の真の意思を無視して、一部特別の者の意思に依て決定され実行された」ことに求められる。したがって国家の再建にあたっては、「一般の国民の意思が尊重されて国家の行動の決定実行を見るとい

ことになるよう、工夫しな⁽²¹⁾ければならないことになる。そこで佐々木が「憲法改正に於ける要求の」⁽²¹⁾として挙げるのが、「共民政治の強化」である。

佐々木における共民政治ないし民意政治とは、「国民が共に皆国家の政治に参与すること、換言せば、国民の総意を尊重して政治が行われること」を指す。そのためには個々の国民が、自己の良心に従って、自由に自己の意思を決定し、これらの自由に決定された多くの個々の意思が相互に接触して、「全一の国民総意」が成立することが必要である。その欠如が戦敗の原因となっていたとするならば、「共民政治の復活強化、国民の自由の尊重」が将来国家の再建には必要であり、憲法によってその法的基礎を確立することは、この目的を達成するための最も有力な手段だと位置づけられる。

とはいえ、国民が「自己の良心に従って、国家国民の利益となるよう、自己の意思活用をなす」ことは、決して容易なことではない。したがって、国家はこれを容易にする工夫をしなければならない。そこでその具体的な方法として佐々木は——残念なことに「こまかいことは今措くとし」と前置きしつつ——、「国家は、一方に於て国民を公益のために勤労を為すべき地位に置き、又、他方に於て、国民にわが国に於る人間として必需の生活を与え」る必要性を訴えるのである。佐々木によれば、このように「国民の勤労の義務」と「国民の生活の権利」が定められている場合に、「良心に従って国家国民の利益のために意思活用を為すであろうことは、通常の国民の態度」であると考えられる。そして憲法改正は、この国民の勤労の義務と生活の権利を含む「国民の良心による意思活用」の自由の一層の尊重、及び、共民政治の復活強化を為すことについて法的基礎を確立するものとして、⁽²²⁾考えられるべきなのだ⁽²²⁾と総括されるのである。

以上のように佐々木は、民主主義では自己統治の原理とよばれているものを示しながら、その前提条件として思想・表現の

自由と、「社会人トシテ一般ニ有スベキ地位」たる勤労の義務ならびに「国民の生活の権利」とを挙げる。このことから、佐々木のような生活保障への権利が、民意主義と明らかな結びつきをもっていたことが確認されるだろう。

ところで、「国民の生活の権利」、あるいは佐々木案で用いられた「人間必需ノ生活ヲ享受スルノ権利」にいう「権利」とはどのようなものであろうか。佐々木における「権利」の意味を理解するために、その明治憲法に関する体系書である『日本憲法要論』（一九三〇年初版、本稿では一九三二年の訂正第三版を使用）を次節で見えておくことにする。

5 佐々木における権利の理解

『日本憲法要論』において佐々木の記すところによれば、臣民は「国家を構成し統治権に服従する者」であるが、日本におけるその服従は、自己の意思の作用が認められない無制限服従ではなく、一般の文明国と同様、ある方法において自己の意思の作用が認められるかたちの服従である。したがって臣民は、服従の地位とともに独立の地位をも有することになる。

臣民が国家に対して意思の作用を認められる方法としては、国家の支配を受けず自由に活動することが認められる臣民の自由の地位、国家の行動を自己の利益のために要求することを認められる国務要求の地位、国家の意思の成立に参加する資格が認められる参政の地位がある。そして臣民の国家における地位は、これを法律関係としてとらえれば、臣民の権利・義務になるという。服従の地位においては、臣民に意思の作用は認められないから、義務はあるが権利はないことになる。しかし前記3つの地位においては、臣民には意思の作用が認められるから、権利を有することができる。⁽²³⁾ここで注目したいのは、
の国務要求の地位である。

國務要求權とは、國民の國務要求の地位において生じる、「國民が自己の利益のため國務を爲さしむるの權利」を指す。⁽²⁴⁾ 其の國務には、國民の求めに依じて一定の行爲を爲すこと、國家の設備を利用させること、國家に給与を爲すこと、などがあり、明治憲法で定められた國務要求の權利は、にかゝる「國家行爲要求權」のみであるという。これは具體的には、裁判請求權と請願權である。⁽²⁵⁾ 佐々木は憲法上の權利と憲法以外の法による權利を區別しており、⁽²⁶⁾ の「國家設備利用權」との「國家給与要求權」は帝國憲法には定めがないけれども、憲法以外の法令による權利として想定できると考えたようである。このことは、「國家給与要求權」の例として、佐々木が「社會保險より生ずる金銭の請求は國家給与要求權」であるとしていることからも裏付けられよう。⁽²⁷⁾

戦後公刊された日本國憲法に関する佐々木の体系書である『日本國憲法論』（一九四九年）においても、國務要求權の概念は維持され、『日本憲法要論』における國務の上記三分類もそのまま移し込まれている。⁽²⁸⁾ 前段で示した理解に照らせば、同書において日本國憲法二五條が國務要求權に分類されるのは當然の歸結といえる。ここで二五條一項は、「國民は、國家より、健康で文化的である生活の、少くとも、最低限度のものを与えられることを、國家に対して要求すること」ができ、「國家は、國民に対して、右の生活を与えなくてはならぬ」ことを意味する。⁽²⁹⁾ すなわち、新憲法の制定によって、國家給与要求權は憲法上の權利となつたのである。一方、佐々木案における「人間必需ノ生活」權は、それが國家に「給与」ならぬ「努力」を求める權利とされている以上、の國家行爲要求權に分類されることになる。

さきに述べたように、帝國憲法上の權利とそれ以外の法による權利を區別していた佐々木は、帝國憲法上の義務・權利は臣民が必ず有するものであるから、これを消滅させることは行政処分や法律では不可能なのであつて、帝國憲法の改正を要する

とし、したがって臣民の義務・権利が帝国憲法で認められたことは、「法上重大ナル意味ヲ有スル」と「力説」(阿部照哉)⁽³⁰⁾する。むろん、この「法上重大なる意味」の意味するところについては、権利保障の方法や、憲法上の権利規定に置かれた法律の留保による権利の形骸化の問題を含め、別途検討を要するところではある。しかし、『帝国憲法改正ノ必要』第三章に記されたように、帝国憲法の把持する精神に照らして、国家再建のために憲法の一部の条項を新たにすると必要があると考えていた佐々木にしてみれば、少なくとも勤労の義務と「人間必需ノ生活」権とを憲法に明記し、法律によっても覆しえないものにしておく必要を自覚していたことになる。

ではこのような自覚は、敗戦と同時に芽生えたのであろうか。一九四六年の時点で「人間必需ノ生活」権という形をとった佐々木の憲法構想の輪郭は、実は佐々木の戦間期の著述にすでにあらわれている。とはいえ、ここにいう「著述」とは、佐々木の法学的・学術的著作ではない。そもそも明治憲法に社会権規定は存在せず、佐々木の著した明治憲法にかかる体系書にもそれらに関する記載はない。もとより憲法学の方法論として、「所与の憲法をその憲法の規定通りに解釈することを目的とするものであつて、従つて價值的判断を解釈に際して加えず、また政策的であることを排除する」、「客観主義的論理主義」的憲法解釈を行う佐々木が、その抱懷する政治思想を明治憲法の体系書で吐露することは期待するべくもない。しかしまた、それゆえにであろうか、佐々木は新聞や総合雑誌など、法学専門誌以外の媒体で、その政治思想を闊達に、惜しみなく、かつわかりよい言葉で披瀝しているのである。⁽³⁵⁾そこで次に、これらの著述を通じて、生活保障の権利と民意政治との関係をたどつてゆくことにしたい。⁽³⁶⁾

6 佐々木の政治思想における生活保障と民意政治

(1)「社会連帯主義の実現」(一九一六)

一九一六年に発表された「社会連帯主義の実現」⁽³⁷⁾は、国の責任と国民の費用負担による社会政策の必要性を高らかに主張する著述である。佐々木は、「国家の政治及び法律の最大要務は社会連帯主義を実現するに在る」とし、「社会連帯の幸福の分配に預り得ないもの」、すなわち「人類共同生活の圏外に放擲せられるような人」のないようにするのが社会政策であるとする。社会政策において国家は、まず弱者に仕事を与えなければならず、働けない者には「生存を与へる——之を救助する」のでなければならぬ。また、国家が貧民をなくすことに勉めなければならないことに照らせば、「わが国現代の政治は実に政治としての価値なきものと」いわなければならないとして、厳しい批判を向ける。そしてここでの社会政策の費用は、「無論国民が負担せねばならぬ」とする。とはいえ、この論稿における「社会連帯主義」で具体的にどのようなものがイメージされているのかはこれ以上詳らかではなく、社会政策と法および民意政治との関係も明らかではない。

(2)「社会生活の改善と個人の価値」(一九一七)

翌一九一七年の「社会生活の改善と個人の価値」⁽³⁸⁾では、国民個々の意識改革による社会生活および政治の改善が説かれる。佐々木によれば、世人に蔓延する「諦めの態度」は自己の力の価値を知らないことに基因し、それは現代の社会組織に対する理解を欠いた結果である。現代の社会組織は、「普通の社会」と「国家的社会」の二つに区別されるが、まず前者について、人間の生活には、それぞれ衣食住に関する需要と思想に関する需要からなる物質的生活と精神的生活の二面があり、その充足に必要な「生活利益」は、いずれも自分の力のみで生ぜしめることはできず、必ず他人の力に俟たなければならないとする。

そしてこれを社会方面からみるなら、社会はすべての人類の共同努力によつてのみ成立しているということに帰着する。そこからは、各人の享有する幸福はまったく社会の恩恵による、各個人はその分に応じてそれぞれ社会に貢献している、という二つの推論が可能である。以上から、人は社会的義務を有し、普通の生活以上の生活をなせる国民は、その分に応じた手段及び財貨を提供して、普通の生活すら営み得ない者の生活を高めていく道を講じなければならない。社会状態はその社会を構成する各人の力を離れて考えることはできず、各人の態度によつて社会はいかなる状態にも変わりうるから、すべての人類がこの社会を良くしなければならないと思えば、それは実現する。国家的社会については以上の事實はますます著しく、国民は政治の当事者であり、多数であるから、政治的すなわち国家的社会の状態は、畢竟これに参与する各人の力によつて左右されることとなる。こうして佐々木は、「其の獨を恃め」として各人の力で大勢を動かすことを提唱するのである。もっともこの論稿では、富者の貧者に対する責任は道義的レベルの域を超えないものと解され、「普通の社会」における社会問題の、政治への直接的参加による解決が暗示されるにとどまっている。

(3)「政治に帰れ」(一九二〇)

「政治に帰れ」は、大正日日新聞に二〇回にわたつて連載されたものであり、生活の改革と政治とを結びつけずに暴走する無政府主義や社会主義の思想と運動を批判する論稿である。その「政治の任務」と称する章において佐々木は、政治には吾々の意思が力の及ぶままに活動することを助ける制度を設けること、吾々の意思が価値判断によつて行動することを助ける制度を設けること、⁽⁴⁰⁾という二つの任務があり、これらにはそれぞれ内的条件と外的条件があるとする。の内的条件として、吾々各自が自己の力を知り、磨き、頼むことが必要とされる。これを吾々に備えしめる制度が教育である。外的条件としては、

吾々各自が力を發揮するのに適當な機会を与えられることが必要であり、職業そのものを与えるか、吾々の職業探求の援助すなわち職業紹介の制度を設けるのが政治の任務となる。 内的条件としては、吾々が価値判断そのものを磨く必要があり、政治はその基礎である学問、宗教、芸術などの發達を計らなければならないという。

次に佐々木は、外的条件は吾々の価値觀念と吾々の現実の生存の欲求との關係から生ずるものとして、より多くの紙幅を割いて次のように詳しく説明する。吾々は価値判断によつて意思を活動せしめる存在だが、同時に生存に必要な現実の手段を欲求するものでもあるから、後者に執着する結果、これを妨害する価値考察的行動をなさなくなることもある。そうならないよう政治は制度を考案しなければならないが、この考案には消極的なものと積極的なものがある。消極的なものとは、吾々が価値判断によつて意思を活動せしめても、そのために生存に必要な現実手段を迫害されないようにすることであり、憲法上の身体・生命・財産・住居の自由等の保障規定は、その文化的意味をもつと言つてよい。積極的なものとは、価値判断によつて意思を活動せしめうるように、吾々に生存の手段そのものを与えることである。すでに生存の現実の手段を有している者には、先の消極的考案で必要かつ十分だが、生存の現実の手段を有していない者、すなわち労働によつてその手段を獲得する能力を持たない者には、生存の現実手段そのものを与えなければならず、救貧制度や社会保険制度はこの種の目的から生じる。このように、世にいう社会問題は決して単に經濟上の手段に関する問題だと考えるべきでなく、吾々の本性たる本義における自由の問題である。そして佐々木は、この自由を共同生活のうえにも實現するには政治に依る必要があり、そうであるとすれば社会問題も、結局政治に依つて解決されるほかにない、と結ぶのである。⁽⁴¹⁾ こうして「政治に帰れ」では、一定の制度創設による生存の現実手段の付与が政治の任務として位置づけられ、「社会生活の改善と個人の価値」(一九一七)では暗示に過ぎなか

ったことが前面に出されている。⁽⁴²⁾

以上、政治と個々人の生活・生存を扱う佐々木の著述を少しくみてきた。ここまではまだ制限選挙が行われていた時期であった。⁽⁴³⁾普通選挙の実現後、民意政治と生活・生存との結びつきは、佐々木の中で強固さを増してゆく。そこで次に、普選実現後の作品に光をあててみたい。

(4)「正当なる生活を要求せよ」(一九三〇)

「正当なる生活を要求せよ」は一九三〇年二月に大阪朝日新聞で三回にわたって連載された。まず、選挙と「正当なる生活」の関係を扱ったこの論稿からみておこう。これは、一九二五年に普通選挙法が公布されて第一回普通選挙が一九二八年に実施された後、一九三〇年一月二日に衆議院が解散され、二月二〇日の総選挙をまつその間に発表されたものである。ちなみに当時は、一九二九年の救護法の公布後、一九三二年の施行を待つ状態であった。

佐々木はまず、第一回普通選挙について、その結果に不満足であつても選挙というものに反対でないかぎり、進んで選挙を「革正」すべきことを人々に説く。そしてこの革正のためには、選挙人が選挙を行うにあたってその目標を誤らないようにするほかに、⁽⁴⁴⁾選挙の目標とは、選挙人が「正当なる生活」を要求することにおかれるべきであるとする。その理由は何か。

佐々木によれば吾々はすべて人間らしい生活を要求するのであり、それは吾々が真面目に働く意思を持つ人という意味における「人間」であるかぎり許される。しかし吾々は社会人である以上、自己の人間らしい生活の要求とともに、他人がこれを要求することも承認しなければならない。その生活の内容は吾々の働きに応じて定められ、各人がその働きに応じて人間らしい生活をなし得ることは、いわゆる社会的正義である。ゆえに吾々は各自社会的正義に合する範囲で自己の生活の向上を計る

べきであり、またそれは許される、というのである。

佐々木はこのような生活を「正当なる生活」と呼ぶ。しかし社会の現状では、すべての人がこの正当なる生活をなしているとはいえず、働きたくても働けない人や、真面目に働いても人間らしい生活を与えられない一方で、働かないで豪奢な生活をなす人もいる。これは社会的正義の觀念に反している。この状態は各人個々の力では改められず、社会の力によらざるをえないが、社会の力は国家の力としてあらわれるとき最も強大であるから、吾々は国家の力に拠らなければならない。こうして佐々木は、国家による再分配を主張するのである。今日では国家の力は国民が政治に参与すること、すなわち選挙によって造られるのだから、選挙は、社会全体からみれば社会状態を、吾々各人からいえば吾々の生活を、社会的正義に合致させる手段であり、換言すれば吾々各人が正当なる生活を要求する手段である。⁽⁴⁵⁾ここにいう生活は、(前出の「社会生活の改善と個人の価値のこと」)衣食住の需要の満足に帰着する経済生活と、吾々の人格の尊重を中心とする思想生活に分けられ、要するにいずれの面においても、正当なる生活を要求することが選挙の目標とされなければならないのである。⁽⁴⁶⁾

このようにここでは、経済生活の改善とその手段としての国民の政治への参与が固く結びつけられている。さらには本連載の第三回(最終回)において佐々木が、経済生活にかかる記述の中で、次のように権利・義務という術語を用いていることも目をひく。すなわち、吾々は真面目に働くという社会的義務を負うが、働くには社会において「働くの途」を得られる可能性がなくはならないから、働きの途を得ることはわれわれの社会的権利(傍点筆者)であり、そして働く者がその働きに相応して経済生活をなしえなければならないから、働きに相応して経済生活もなしえることもまた吾々の権利である。この社会的義務と社会的権利とがよく調和しているとき、社会的正義が実現され、吾々の各人が正当な生活をなしているのだ、とい

うのである。

ではここにいう「社会的の」権利・義務とはどのような意味をもつのであろうか。本連載は前出の『日本憲法要論』と同年のものであり、既述のように同著における権利義務は憲法上と憲法以外のものに、また権利については内容の観点から自由権、国務要求権、参政権に区別されるが、「社会的の」権利ないしこれに類似するカテゴリーは見あたらない。⁽⁴⁷⁾ 本連載で用いられた「社会的正義」の語義からは、現在「社会権」という術語で用いられている意味で「社会的」——すなわち「社会問題を解決するための」ないし「社会的弱者を救済するための」の意——という表現を佐々木が選んでいた可能性もないとはいえない。けれども他方では、国家社会に対置された「普通の社会」において、国の関与なしに国民相互間で保有され担われる道義的な権利義務が観念されているようにも見受けられ、前出「社会連帯主義の実現」(一九一六)における「社会連帯」の意味するところにつながっているという見方も否定できない。本稿の作業の範囲で、「社会的」の意味を断定することは控えたい。しかし少なくとも、ここに「国家に対する」権利・義務を含意させるのは難しいように思われる。

(5)「国民覚醒の秋」(一九三六)

経済生活の改善とその手段としての国民の政治への参与を結びつけた佐々木の政治思想は、一九三六年に発表された「国民覚醒の秋」⁽⁴⁸⁾でさらに洗練される。これもまた、一九三七年までに実施されるはずの総選挙を視野に入れた著述であった。この中で佐々木は、社会生活が転換期にあることから当時国民の間にみなぎっていた生活上の不安に個人の力では対処しがたくこれを除去するには社会生活の基本要件に関する国家の制度を改革するほかにしないとす。そして佐々木は、国家の制度を設けるのは政治による必要があるにもかかわらず、選挙で政治の動向が決定されないがゆえに国民が選挙に興味を持たない状況が

著しいことを憂いつつ、国民は選挙に興味を持ち、社会生活の基本要件に関して自らの手で適當な制度を設けるのだという意思をもって選挙の目標を定めるべきであると説いた。佐々木によれば、各自が社会生活上制度において与えられる地位には、自己の生活を単に自己に属する地位と考えて、自己の意思によつて任意に規定する私的地位と、自己の生活を国家なる社会生活の一部と考えて、自己の意思によつて任意に規定するのではなく、国家なる社会の意思によつて規定される公的地位があり、吾々は両者が相揃つて社会生活をなしえる。たとえば財産でも各自生活の手段として任意に利用する側面は必要だが、同時にその社会の全体の意思に従つて利用する側面も必要であり、よつて公的地位が必要十分に定められることを必要とする。そうなれば「生活が多数人の間に公平に分配され」、人はみな生活の不安を感じない。ところが現状では、人の公的地位は必要十分には定められておらず、「社会生活の基本要件に関して今日の社会生活に相應しい秩序」とはいえない。したがつて、選挙においても、「人に一層必要な公的地位を与える制度を設くるを目標として、吾々国民は去就を決すべき」であり、またそれゆゑに政党も政治団体も個人も、将来人の公的地位を定める政策を具體的に掲げてこれを国民に示さなければならぬとしたのである。この段階で佐々木の思想は、民意政治を通じて、配分による生活不安除去のための制度を創設する必要性を明示するに至つたといえるだろう。

7 生活保障と民意政治——目的と手段の反転

『帝国憲法改正ノ必要』に含まれた佐々木案のひとつの根幹ともいえる、生活保障と民意政治をかかわらせる佐々木の政治思想が、すでにその戦間期の著述にあらわれていることが前節で確認された。そこで取りあげた著述から理解されるのは、經

済生活の改善や社会不安の解消は、選挙により、政治を通じて、さらには制度が創設されることによって実現されるべきものだ。佐々木が一貫して考えていたことである。給付によるものなのかどうかは措くとして、生活不安への対処は、ここではあくまで政治の目標とされていた。ところがそれらは、少なくとも「最低ノ生活」保障に関する限りでいえば、佐々木案においては民意政治の前提とされ、目的と手段が反転しているように見える。これは何に由来するのだろうか。本稿では、次のような推測を提示してみたい。

前節で挙げた著述を通観して感知されるのは、政情不安定と国民の政治不信・無力感が、明治憲法によって与えられた民意政治ないし立憲政治をむしろゆくことへの焦燥感である。それは年月をふるにつれて募るばかりであり、たとえば一九三七年の「立憲政治と生活の自律」をみると、立憲政治の実が拳がらないのは、結局において一般国民がその意味を理解していないことによるのであり、さらにその理由は、国民が必要な教育を授けられていないため、学校や社会で立憲政治を説く声は不断に聞こえているのに教育が授けられていないと言いつるのは、⁽⁴⁹⁾「立憲政治と吾々の生活」とが如何なる関係を有するかという点に着眼して説くことが重んぜられていないからである」と、⁽⁵⁰⁾いらだちを隠さないでいる。佐々木の焦りと国民に繰り返し発した覚醒の警告にもかかわらず、政治が翼賛体制に移し、その果てに敗戦へと帰着するまでの間に、佐々木は、社会不安への対処を、選挙により、政治を通じて、制度を創設してゆくという経路で行うのは困難であると認めざるを得なくなつたのではないだろうか。立憲政治の行きづまりが、勤労の義務と最低生活保障を民意政治の前提へと転置させ、それらを「客観主義的論理主義」的解釈方法論をとる佐々木をして憲法明文上の権利規定たらしめた——ここではさしあたり、そうした推測も可能であることを提示するにとどめたい。しかし以上の検討からだけでも、佐々木がその憲政思想において、生活保障の

權利を國民の政治參加——佐々木の語法によれば民意主義——とのかわりで基礎付けていたことは、確かなこととして記しうるだろう。

8 結びにかえて

佐々木案は天皇に奉答されたものの、結局日の目をみることはなかった。その意味で本稿の標題では、これを「幻の」帝国憲法改正案と呼んでみた。しかし、佐々木の帝国憲法改正へのコミットメントはこれで終わったわけではない。佐々木は奉答の翌一九四六年三月、貴族院議員に勅任され、帝国憲法改正の審議に加わることになる。佐々木の第九〇帝國議會における発言は、よく知られている帝国憲法改正案反対の演説をはじめとして、きわめて活発であった。佐々木が日本国憲法二五條一項の生存権規定をどのように受け止めていたかは興味をひくところであるが、一九四六年九月一九日の二五條をめぐる質疑は、一項の「文化的」と二項の「すべての生活部面」の意味を確認するにとどまっていた。⁽⁵²⁾ 案外に淡泊な佐々木の質疑は、それに先だつ八月二三日の生活保護法に関する大質問と対照的ではある。日本国憲法に関する佐々木の大系書でも、二五條には肅々と文言解釈が加えられているのみであり、条文そのものへの評価は見あたらない。⁽⁵⁴⁾ ここにおいて、佐々木の法学研究における方法論の選択そして学問的禁欲と、豊かに展開された政論の中で政治を通じての生活保障の実現を佐々木が繰り返しかえし説いていたことが、対比をなして再び想起される。

最後に、森戸辰男と佐々木の関係についてもひとこと触れておきたい。日本国憲法二五條一項を実質的に起草し、帝国憲法改正案の審議においてもこの規定の導入に力を尽くしたのは森戸辰男であった。⁽⁵⁵⁾ 佐々木は、吉野作造との深い親交から、京都

から参じて吉野とともに森戸事件（一九二〇）の特別弁護人として森戸の弁護に立っていた。⁽⁵⁶⁾ クロボトキンの無政府主義に関する研究論文の公表をもって東京帝大を逐われ、戦後は社会党所属の衆議院議員となる森戸は、佐々木と思想的には異なる方向性をもっていた。両者のその後の交わりを探索することは本稿の課題の範囲を超えるが、佐々木が折に触れて行ってきた政治による社会正義の実現の主張は、森戸の耳にも及んでいたと推察される。⁽⁵⁷⁾ 旧縁の両者が、生活保障に関する権利を憲法に導入しようとしていたことは単なる偶然であろうか。貴族院議員と衆議院議員として、佐々木と森戸は折々顔を合わず機会もあつたという。⁽⁵⁸⁾ しかし、この両者が帝国憲法改正に際し、それぞれの抱懐する憲法構想について意見を直接交わしたかどうかは管見の範囲では確認できなかった。

森戸が初代学長を務めた広島大学には、森戸の蔵書が森戸文庫として所蔵されている。そこに所蔵されている佐々木の著書として、一九六五年の『法の根本的考察』（佐々木惣一博士米寿祝賀記念刊行会編・刊）と、一九二〇年の『普通選挙』（岩波書店）が確認される。前者は佐々木の米寿を記念して編まれたものであり、後者は、森戸事件へのかかわりにおいて佐々木がみせた姿勢に感銘を受けた岩波茂雄に依頼され、佐々木が旧稿をまとめて著した書籍である。両者の心的・学問的な直接間接の交流に思いを馳せつつ、本稿を結ぶこととしたい。

(1) 本稿は、二〇〇七年二月一八日に開催された福祉権理論研究会で筆者が報告した際の報告原稿に、必要最低限の加筆修正を行ったものである。出席者からの有益な示唆に心から感謝したい。なお、文献の引用に際して、一部旧字体は新字体に直して表記した。

(2) 「帝国憲法改正」必要内大臣府御用掛 佐々木惣一奉答、昭和二〇年一月三日、国立国会図書館所蔵藤達夫文書四(以下、「奉答」と略す)。国立国会図書館のホームページ(<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/02/042shoshi.html>)でも閲覧可能である(二〇一一年一月七日現在)。同文書は、昭和一九年九月四日に法制局によって印刷されたものであり、表紙に極秘の印が押されている。なお筆者は、二〇〇六年に右文書の複写を甲南大学法学部助教授(現・同志社大学法学部教授) 尾形健氏に提供いただいた。記して感謝したい。奉答の章構成は次のとおりである。

第一章 帝国憲法改正ノ考查

第二章 帝国憲法ノ部分的改正ノ必要

第三章 帝国憲法ノ精神ト帝国憲法ノ改正

第四章 帝国憲法ノ条項ト帝国憲法ノ改正

第五章 帝国憲法改正ノ体様

第六章 帝国憲法改正ニ関スル考查ノ總括

第七章 帝国憲法改正ノ条項

第八章 現憲法ト憲法案ノ対比

第九章 理由書

附録 改正憲法施行ノ為必要ナル法令要綱

(3) 古関彰一『日本国憲法の誕生』(岩波現代文庫、二〇〇九年)三二―三四頁を参照。

(4) 奉答二九―三〇頁。

(5) 当時内大臣府囑託として大石義雄とともに佐々木の草案作成作業を補佐した磯崎辰五郎によれば、憲法調査会の資料「帝国憲法改正諸案および

び関係文書(六)——内大臣府関係文書(憲資・総第二六号昭和三年七月)によって初めて、佐々木案の全容を知ることができるようになったという(磯崎辰五郎「佐々木惣一博士の憲法改正の考查」公法研究四一三二頁(一九七九年))。

(6) 勤労・租税公課納入・兵役の義務(二三・二六・二七条)、「人間必需の生活」権(二四条)および公務就任権(二五条)は準用対象から除かれている。

(7) 佐々木は帝国憲法を全面改正して新憲法を制定するのではなく、部分的改正をなすべきとして改正の考查を行っている。理由として、帝国憲法は明治天皇が長きにわたる「有司ノ調査ノ上裁断シタマエルモノ」であり、今時の社会事情の変遷は全体的改正をなすものとして考查が要求される程度のもではないこと、日本における根本的法規範として帝国憲法を尊重するという国民的信念を確保する必要がある、全体的改正はこれを弱めるおそれがあること、の二点が挙げられている(奉答六―七頁)。

(8) 同二三・八―一〇頁。

(9) 同三四頁。

(10) 同二二―二三頁。

(11) 佐々木惣一『日本憲法要論』(訂正第三版)(金刺芳流堂、一九三三年)二二六頁。

(12) 奉答一四頁。

(13) 同二頁。

(14) 天皇が統治権を総覧している憲法体制を佐々木が維持しようとしていたことから、佐々木の天皇観をどう理解するかによって、「人間必需ノ生活」権には、国民が、統治主体ではなく天皇に保護される客体としての側面が色濃く表れているとの評価も可能かもしれない。しかしここで、出原政雄の指摘が想起されよう。すなわち、佐々木が天皇の存在を功利的なものとして捉えていたという解釈である(出原政雄「佐々木惣一における自由主義と憲法学——『国体』論の内実と変遷を中心にして」立命館大学人文科学研究所紀要六五号一六五―一六六頁(一九九六年))。たしかに、天皇の庇護によって生活が保障されるという「無意識の意識」が佐々木に働いていたことも完全には否定しきれない。けれどもたとえば後出佐々木惣一「国民覚醒の秋」(文藝春秋一四巻一号四〇―四七頁(一九三六年))をみるならば、佐々木は、当時の行きづまった社会生活を打破するのに、「偉人が出現して打開してくれることを望む者もあらう」が、明治天皇が発布した帝国憲法に基づく立憲政治が行われている限りにおいて最も有効な行動を工夫するほかなく、偉人の出現を待つような態度をとるべきではない、それは一般国民の努力によって達成される覚悟がもたれなければならず、その努力は何よりもまず総選挙において現されなければならないと述べるのだ(同四〇頁)。文脈から、こ

こでの「偉人」は明らかに天皇ではなく、社会生活の安定を天皇が担ってくれるなどと佐々木は考えてはいなかったようである。出原のみる佐々木の天皇観のドライな側面には、信憑性が感じられる。

(15) 奉答二二―一五頁。

(16) ここで佐々木は「国民意思の政治への参与」を民主主義ではなく民意主義という語であらわしているところに注意が必要である。佐々木が民主政治という言葉を用いないのは、「民主及び民主政治なる言葉」が日本では古くから君主及び君主政治に対する言葉として用いられてきており、君主国たる日本の政治体制を示すものとしては民主の語を用いないことにしていることによる（佐々木惣一『憲法改正断想』（甲文社、一九四七年）一四―一五頁参照）。既述のように佐々木は、天皇が統治権を総攬することは帝国憲法の精神であると理解して、その点の改正は必要ないとしている。佐々木の自説である国体・政体二元論は本奉答中でも堅持され、天皇が統治権を総攬する国体は変更不要との立場がとられているのである。それゆえ、国民主権を含意しうる民主主義という語が用いられてはいないものと考えられる。

(17) 奉答一六頁。

(18) 同七二頁。

(19) こうした理解は日本国憲法二五条の一項二項一体説を想起させないでもない。後述のように佐々木は日本国憲法に關しては、この一体説をとっていた。

(20) 佐々木・前掲注（16）『憲法改正断想』六―二三頁所収。

(21) 同書二〇―二二頁。

(22) 同書二二―一八頁。

(23) 以上、佐々木・前掲注（11）『日本憲法要論』二二三―二六頁。

(24) この箇所で権利主体が「臣民」ではなく「国民」とされている理由は明らかでないが、同書で「臣民トハ天皇以外ニ於テ我國ヲ構成スル人を謂フ。一ニ人民又ハ國民ト稱セラル、と書かれているところを見ると（同書二〇二頁）、両者は互換的に用いられているように思われる。ただし、臣民の国家との関係のうち、「統治権に対する服従の地位」以外の地位にあるものとしてとらえられるときは、国民という語を用いていると推測できる記述もある（同書二二四頁）。

(25) 同書二五〇―二五一頁。

(26) 同書二二六頁。

- (27) 同書執筆時にはすでに、日本最初の社会保険として健康保険制度が施行されていた。同制度は一九二二（大正一一）年の健康保険法で創設され、一九二七（昭和二）年から実施されている。
- (28) 佐々木惣一『日本国憲法論』（有斐閣、一九四九）四一七頁。ここで国家の態度は、形式的に、国民に対して一定の作為又は不作為を為すこと、国民に対して一定の施設を提供すること、国民に一定の財物を給付すること、の三つに分けられる（同書四一七—四一八頁）。
- (29) 同書四二八頁。
- (30) 佐々木・前掲注（11）『日本憲法要論』二二六—二二七頁。
- (31) 阿部照哉「佐々木憲法学の特質」田畑忍「佐々木憲法学の研究」（法律文化社、一九七五年）四八頁。
- (32) 佐々木は帝国憲法の改正において憲法裁判所の設置を構想していた（奉答三三、三五—三六頁）。
- (33) 阿部・前掲注（31）「佐々木憲法学の特質」四八頁。
- (34) この佐々木の方法論は、日本国憲法のもとでは危険性・反動性に当然に陥る「論理的法実証主義」として、とりわけ佐々木の日本国憲法九条解釈と自衛隊を合憲とする判断の評価を通じて、痛烈に批判されている。小林孝輔「佐々木憲法学批判」田畑忍「佐々木憲法学の研究」（法律文化社、一九七五年）一八九頁以下を参照。
- (35) この点、佐々木の論考を『憲政時論集』・『（信山社、一九九八年）として編んだ大石眞は、佐々木の学問的営為を、「たんなる法実証主義的解釈学にとどまるものではな」く、「その歩みは、絶えず憲政の動向に注視し、時には奔流というべき時代の流れにも敢えて抗しつゝ、立憲的精神が国民・国家機関に根付くことを願ひ続けた、その努力の積み重ねであったというべきである」と評価している（大石眞「あとがき」『憲政時論集』・一五二頁）。
- (36) 以下に扱う文献は、松田義男編「佐々木惣一著作目録」なしには探索できなかった。記して感謝したい。同目録はweb上で公開されている（www5.ocn.ne.jp/~ymatsuda/Sasaki-mokuroku.doc）。なお、佐々木がきわめて多作であることから、文献の選択は主として作品の標題を頼りに行うほかなかった。すべての論稿に目を通したうえで文献を選び出したわけではないため、重要な著作を取りこぼしている可能性があることをあらかじめお断りしておく。
- (37) 佐々木惣一「社会連帯主義の実現」京都教育二九三号一六—一八頁（一九一六年）。ちなみに民本主義を説いた吉野作造の「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」が中央公論に発表されたのも同年の一月である。
- (38) 佐々木惣一「社会生活の改善と個人の価値」大学評論一卷二号三十三—三九頁（一九一七年）。

(39) 佐々木惣一「政治に帰れ」『大正日日新聞』一九二〇年一月一六日・二月四日(佐々木・前掲注(35))『憲政時論集』二二四―二七二頁所収。連載回数については、佐々木・前掲注(35)『憲政時論集』二六〇頁の编者あとがきによる。

(40) 意思のこれらの活動・行動がこの文献における「自由」である(佐々木・前掲注(39))「政治に帰れ」二四八頁。

(41) 同書二五七―二六二頁。

(42) このほか、生存の現実手段を付与しなければならない理由が自由と結びつけられていることは注目に値するが、この点について本稿で立ち入った検討は行わない。

(43) 日本において選挙権は、一八八九年に直接国税一五円以上を納めている満二五歳以上の男性に付与されたのが始まりである。その後一九〇〇年には納税条件が一〇円以上に、一九一九年には三円以上に緩和されて男子普通選挙の実現へとつながってゆく。

(44) 以上、佐々木惣一「正当なる生活を要求せよ(一)」『大阪朝日新聞』一九三〇年二月二日。

(45) 以上、同「正当なる生活を要求せよ(二)」『大阪朝日新聞』一九三〇年二月二日。

(46) 以上、同「正当なる生活を要求せよ(三)」『大阪朝日新聞』一九三〇年二月一六日。

(47) このことは無論、国務要求権にその萌芽をみることを否定する趣旨ではない。日本の憲法学説史において、社会権概念が明確にされるのは、日本国憲法公布後のことであった。鈴木安蔵「基本的人権」憲法普及会編『新憲法講話』(政界通信社、一九四七年)一四九―一七四頁(とくに一六二頁では、二四条の家庭生活における男女平等と二五条の「生活権」を指して「いわゆる受益権であるとか、あるいは請求権という概念をもつてしても十分律しえない、つまり社会的、経済的基本権という範疇をもつて考えなければならないのではないか」とされている)、生存権的基本権の体系化された説明として我妻栄「新憲法と基本的人権」(国立書院、一九四八年)八〇―一四一頁。

(48) 佐々木・前掲注(14)「国民覚醒の秋」四〇―四七頁。

(49) 佐々木惣一「立憲政治と生活の自律」毎月評論三巻二号七四頁(一九三七年)。

(50) 佐々木は大政翼賛会を厳しく批判している。佐々木惣一「大政翼賛会と憲法上の論点」改造三巻三号(一九四一年、佐々木・前掲注(35))『憲政時論集』一九三―一五〇頁所収。

(51) 『第九〇回帝国議会貴族院議事速記録』(官報号外第三九号、一九四六年一〇月六日)五〇―一五〇九頁(「帝国憲法改正案に対して貴族院壇上より」と改題、佐々木・前掲注(16))『憲法改正断想』一五二―一九四頁所収。

(52) 『第九〇回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事速記録』(第一七号、一九四六年九月一九日)六頁。

(53) 『第九〇回帝國議會貴族院生活保護法案特別委員會議事速記録』(第二号、一九四六年八月三日) 一・九頁。

(54) 佐々木・前掲注(28)『日本國憲法論』四二八—四二九頁。一項・二項の關係については一説がとられていると解される。

(55) この点については、遠藤美奈『健康で文化的な最低限度の生活』再考、飯島昇藏・川岸令和編『憲法と政治思想の対話』(新評論、二〇〇二年) 一〇七—一二二頁を参照。

(56) 佐々木の弁論趣旨は、「無政府主義の學術論文と朝憲暴乱事項」法学論叢三卷四号(一九二〇年、佐々木・前掲注(35))『憲政時論集』一九三—二二三頁所収)を参照。森戸はこれを「解釈法学の傑作であり、おそらく長期の森戸裁判を通じて最もすぐれた弁論ではありますまいか」と評価している(森戸辰男『思想の遍歴(上)』(春秋社、一九七二年) 一八六頁)。

(57) 一九三八年の佐々木の還暦祝賀会で、森戸が佐々木に捧げた祝辞の中には、当時のような革新の時代には法律学と社会問題は不可分の關係にあり、社会正義の実現はまさに両者の交錯するところである、「来るべき革新時代における社会正義の実現」が佐々木の「学識と人格とに待つこと多かるべきを想」つて佐々木に加餐を祈るとのくだりがある(佐々木博士還暦祝賀会編『佐々木博士還暦祝賀記念』(一九三八年) 六一頁)。ちなみに森戸は、出獄後すぐに大阪の大原社会問題研究所の研究員となり、その最初の仕事として与えられたドイツ留学後の一九三三年から、研究所が東京に移転する一九三七年まで関西に在住していたようである(森戸辰男『遍歴八十年』(日本經濟新聞社、一九七六年) 三八—五九頁)。

(58) 佐々木惣一「森戸事件の思い出」『道草記』(甲鳥書林新社、一九五七年) 二七〇—二七六頁。